

令和 2 年度 契約制度の改正について

改正項目

1 共通

- (1) 民法改正に伴う規則及び契約約款の改正について
- (2) 関係書類の様式変更について
- (3) 予定価格の事後公表の実施方針について

2 建設工事

- (1) 業者登録制度における主観的事項の改正について
- (2) 関連企業の取扱いについて
- (3) 週休 2 日工事の実施について

3 建設業関連業務

- (1) 配置技術者の資格確認について
- (2) 委託費内訳書の取扱いについて

# 1 共通事項

## (1) 民法改正に伴う規則及び契約約款の改正について

令和2年4月1日より施行される改正民法及び令和2年10月1日に施行される改正建設業法等を踏まえ、令和元年12月13日に中央建設業審議会より公共工事標準請負契約約款の改正が示された。また、同様に令和2年3月11日に国土交通省より公共土木設計業務等標準委託契約約款の改正が示された。これらの改正に準じて、静岡市建設工事執行規則、静岡市建設工事請負契約約款、静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款を改正する。

### 【主な改正内容】

#### ア 契約の保証

契約の保証について、その契約が破産管財人等による契約解除の場合にも保証されるものでなければならないと規定した。

#### イ 著しく短い工期の禁止

改正建設業法において、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、契約変更を行う場合においても、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならないと規定した。

#### ウ 契約不適合責任及び責任期間について

改正民法において「瑕疵」の文言が「種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの」に改められ、その場合の発注者の権利として、修補や代替物引渡しなどの履行の追完請求権が定められた。また、発注者は契約に適合しないことを知ってから1年以内にその旨の通知が必要になったことから、これに合わせた改正を行った。なお、契約不適合の責任期間を建設工事については引渡しから2年（設備機器本体等は1年）、建設業関連業務については引渡しから3年と規定した。

#### エ 契約の解除について

改正民法において解除権については催告解除と無催告解除に分けて規定がされたことを踏まえ、国の改正に準じて発注者及び受注者の解除権について催告解除と無催告解除に分けて規定した。

#### オ 意匠の実施の承諾等

改正意匠法において、建築物（土木構造物を含む）の外観・内装のデザインが新たに意匠法の保護対象となったことから、建設業関連業務において、意匠登録を受ける権利及び意匠権の譲渡に関する規定を設けた。

※建設工事における「監理技術者を補佐する者」の配置に関する規定及び「主任技術者等通知書」の書式については、改正建設業法の施行に合わせ令和2年10月を予定。

## (2) 関係書類の様式改正について

静岡市建設工事請負契約約款、静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款の改正等に基づき、工事関係書類及び建設業関連業務の提出書類の書式を改正。

また、設計変更指示書についても令和2年4月1日以降の設計変更指示から書式を改正。

※詳細な様式は契約課ホームページに掲載

## (3) 予定価格の事後公表の実施方針について

令和元年度と同様の運用を継続する。

### ア 建設工事

事前公表、事後公表を併用し、以下に該当する案件を、原則として事後公表とする。

(ア) 総合評価方式で発注する案件

(イ) 格付等級のある工種はA等級を対象として発注する案件

(ウ) 最低制限価格等が上限値又は下限値となり、入札参加者に強く類推される案件

### イ 建設業関連業務

令和元年度から試行を始めたばかりであるため、事後公表の試行を継続し検証する。

(ア) 一般競争、指名競争にかかわらず事後公表を試行する。

(イ) 事後公表の割合は、業務ごと発注件数の4割程度とする。

## 2 建設工事

### (1) 業者登録制度における主観的事項の加点項目（表彰の履歴）の改正について

令和3・4年度の建設工事の入札参加資格登録時における主観的事項の加点項目である「表彰の履歴」の運用を以下のとおり改正する。

#### 【表彰の履歴】

前回認定時から本認定までの期間（2年間）の優良建設工事表彰の件数により加点を実施。

	現 行	改 正
評価方法	①優良建設工事(施工業者)対象件数× <u>20点</u> ②優良建設工事(技術者)対象者数× <u>20点</u> ※ <u>加点上限なし</u> ※ <u>主要5工種の登録で加点</u>	優良建設工事表彰の対象工事件数× <u>10点</u> ※「施工業者」と「技術者」の区別なし ※ <u>最大40点</u> ※ <u>表彰対象となった工種で加点</u>
特定JVの表彰実績	評価対象としない。	<u>代表構成員のみ評価対象</u>

※加点する工種は表彰対象となった工種とする。

※他の項目に比べ評価点数が高くなる恐れがあるため、配点を減少させ、上限値を設定する。

※特定JV対象工事の取扱いについて、総合評価方式と運用を統一する。

## (2) 関連企業の取扱いについて

### ア 関連企業の入札参加制限の運用

一般競争入札では制限せず、指名競争入札のみ配慮する。

### イ 関連企業の定義

#### (ア) 資本関係

一方の会社又は代表者が発行済株式総額の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている会社

#### (イ) 人的関係

① 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

※役員については、全部事項証明書の役員欄(監査役を除く)に同一人物の記載があるかで判断。

※代表者が親子・兄弟姉妹であっても、上記に該当しない場合は「関連企業」として取り扱わない。

### ウ 確認方法

令和3・4年度の建設工事入札参加申請時に、市内業者の入札参加申請者から「資本関係又は人的関係申告書」の提出を依頼し確認する。

### エ 適用時期

令和3・4年度の建設工事業者登録時に確認し、令和3年度の指名競争入札から運用する。

## (3) 週休2日工事の実施について

令和元年度までは4週6閉所日確保モデル工事として休日を確保する取り組みを行ってきたが、令和2年度からは、週休2日工事として4週のうち8休を確保する取り組みを行う。

週休2日対象工事は、発注者指定型又は受注者希望型として発注される。

発注者指定型か受注者希望型かの区別は入札公告、特記仕様書により明示される。

### ア 発注者指定型

発注者が週休2日を実施することを指定する方式で、受注者は週休2日を実施する。

予定価格に労務費等の経費が補正されている。

### イ 受注者希望型

受注者が週休2日の実施の有無を決定する方式で、実施する場合は発注者と協議を行う。

休日の実績を確認後、労務費等の経費を変更設計にて補正する。

### 3 建設業関連業務

#### (1) 配置技術者の資格確認について

建設業関連業務において、配置技術者の資格確認等の運用を以下のとおり統一する。

##### ア 配置技術者の資格

制限付一般競争入札において、各業務の公告により、配置技術者の資格等を明確に条件設定する。

##### イ 落札候補者の事後審査について

公告で定めた配置技術者の資格は、開札後の事後審査において資格確認を行う。

##### ●技術者資格確認の運用

事後審査の配置技術者は3名まで申請できるものとし、実務経験により技術者を配置する場合は、入札参加資格申請時に添付資料「実務経験証明書」を添付する。

##### ●測量業務の運用

企業の参加要件（測量法55条の登録）があれば、入札参加者に測量士が在籍していることから、これまでどおり配置予定技術者の確認は省略する。

※「測量士」以外を技術者要件とする場合を除く。

#### (2) 委託費内訳書の取扱いについて

入札時に提出する内訳書の確認事項について、令和2年4月より以下のとおり運用する。

##### 【内訳書の確認事項】

- ①入札番号、委託名、商号又は名称
- ②入札金額と内訳書の合計金額の照合
- ③内訳の項目及び金額

項目	記載事項
直接測量費 直接人件費 直接調査費	「委託費内訳書の作成方法」で指定したページのうち、内訳書のすべての項目を記載すること。 ※直接人件費等の項目がなく、直接原価として計上している設計書においては、「直接原価（積上）」を直接人件費等として扱う。
その他の項目	内訳書の項目を記載すること。 なお、以下に該当する項目については、 <u>各項目の総額のみ記載でも可。</u> 【測量】 測量調査費、諸経費 【土木関係コンサルタント】 直接経費、その他原価、一般管理費、技術経費、諸経費 【建築関係コンサルタント】 特別経費、技術料等経費、諸経費 【地質調査業務】 間接調査費、解析等調査業務費、諸経費 【補償関係コンサルタント】 直接経費、その他原価、一般管理費、技術経費、諸経費

※その他の項目は、率計算となる部分もあることから各項目の総額のみ記載で可とする。